

香川県障害福祉相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第35号

香川県障害福祉相談所規則の一部を改正する規則

香川県障害福祉相談所規則（平成18年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 身体障害者手帳に関する業務を行うこと。</u></p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>前条第2号、第3号及び第5号に規定する業務並びに同条第6号に規定する業務（子ども課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。</u></p> <p>3 <u>子ども課の分掌業務は、前条第1号及び第4号に規定する業務並びに同条第6号に規定する業務（知的障害のある児童に係るものに限る。）とする。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 相談所を利用することができる時間は、午前8時30分から<u>午後5時15分</u>までとする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 相談所の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 成人課の分掌業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>前条第2号及び第3号に規定する業務並びに同条第5号に規定する業務（子ども課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。</u></p> <p>3 <u>子ども課の分掌業務は、前条第1号及び第4号に規定する業務並びに同条第5号に規定する業務（知的障害のある児童に係るものに限る。）とする。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 相談所を利用することができる時間は、午前8時30分から<u>午後5時</u>までとする。</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。